最終更新日：2018年5月28日

株式会社ネットマーケティング
代表取締役社長　宮本　邦久
問合せ先：03-6894-0139
証券コード：6175
http://www.net-marketing.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主はじめ、取引先、従業員、サービス利用者等のステークホルダーの信頼に応え、安定的に企業価値を増大させていくことにあります。事業活動の継続と安定的な企業価値向上のためには、経営の健全性と透明性を確保することが必要不可欠であり、経営に対する監督・監査機能の充実を図ることは経営上の最重要課題の一つであると捉えております。
当社では、経営に対する監督及び監査が実効的に行われるよう、社外監査役3名を含む監査役4名を取締役会の構成メンバーとしております。また、監査役として弁護士や公認会計士等の有識者をコーポレート・ガバナンス体制に組み入れることで、役職員にコンプライアンス意識の強化を促し、徹底したリスク管理の実現に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則１－２④】
当社は、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や、海外投資家に向けた英文での情報提供が必要になりつつあることは認識しております。すでに英文での決算資料の提供につきましては開始いたしておりますが、現在機関投資家及び海外投資家の比率が低比率であるため、議決権電子行使プラットフォームへの参加や招集通知の英訳につきましてはまだ取り組めておりません。今後、検討を行ってまいります。
【原則１－２⑤】
当社は、現在機関投資家の比率が低比率であるため、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会に出席し、議決権の行使や質問を行うことを認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドラインの検討・整備に努めてまいります。
【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
本報告書「Ⅰ－１．基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】」をご参照ください。
【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
本報告書「Ⅰ－１．基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】」をご参照ください。
【補充原則４－10①】
当社は監査役会設置会社であり社外取締役1名、社外監査役3名を選任しており、この全員を独立役員として届け出ておりますが、独立社外取締役の員数は取締役会の過半数には至っておりません。しかしながら取締役会において、各独立役員は、豊富な経験と知見を活かし活発な意見・助言等を行っており、取締役会の機能の独立性と客観性は適切に担保されていると認識しております。一方で、当社はコーポレート・ガバナンスの強化において独立社外取締役を2名以上選任することの重要性は認識しており、今後とも確保に努めてまいります。また、当社では、報酬及び指名等を審議する任意の諮問委員会等は設置しておりませんが、取締役会は、経営監督機能の一層の強化を図るため、指名・報酬に係る任意の諮問委員会の設置・活用について検討をいたします。
【補充原則４－11③　取締役会全体の実効性】
本報告書「Ⅰ－１．基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】」をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
当社では、投資目的以外での、いわゆる政策保有株式を保有する方針は、現時点ではございません。
【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社は、取締役その他関連当事者との間で競合取引及び利益相反取引を行う場合には、あらかじめ取締役会で審議・決議を要することとしております。また、関連当事者取引の有無に関する調査を定期的に実施し、関連当事者取引について管理する体制を構築しております。
【原則３－１　情報開示の充実】
(ⅰ) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
経営理念を、有価証券報告書や決算説明資料にて開示しております。
(ⅱ) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を、当社ホームページ、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。
(ⅲ) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬等の決定に関する方針を、有価証券報告書やコーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。
(ⅳ) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役、監査役候補者の選任ガイドライン等を明確に定めたものはありませんが、当社の経営環境、役会全体としての経験・知識・能力のバランス等を考慮し、適材適所の観点より総合的に検討を行った上で指名しております。
(ⅴ) 取締役会が上記(ⅳ)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
個々の取締役・監査役候補者の指名理由については、株主総会招集通知にて開示を行っております。
【補充原則４－１①　取締役会の経営陣に対する委任の範囲】
コーポレート・ガバナンスの体制については、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。具体的な権限委譲の内容については、職務権限規定等の社内規程にて詳細を定めております。
【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、現在、独立社外取締役を1名選任いたしておりますが、その保有知識・経験・能力等を存分に発揮されており、現在の当社の事業規模からみて、実効性を十分確保できる状況にあるものと判断いたしております。しかしながら、今後の当社の中長期的な事業の成長を視野に入れる

と、業務執行とは独立した立場で意見・助言を行うことのできる独立社外取締役の増員を図るべきであると考えており、現在、人選を進めております。候補者が非常に限られることから、最終的な選任にまで至っておりませんが、今後とも積極的に確保に努めてまいります。
【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、当社独自の独立社外役員選任ガイドライン等は定めてはおりませんが、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、選定いたしております。当社の経営状況を深く理解した上で、会社経営全般に関わる豊富な経験・知識を持ち、取締役会での議論に客観的な立場から参加し、建設的な意見を述べることのできる者を選定いたしております。
【補充原則４－11①　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に対する考え方】
当社は、取締役の員数を8名以内とする旨を定款に定めており、現在、独立社外取締役1名を含め4名の取締役を選任いたしております。現在の当社の事業規模からみて、実効性を十分確保できる状況にあるものと判断いたしております。当社は、取締役会が適切に機能し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものとなるよう、企業規模に応じた適切な規模を確保しつつ、知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視して候補者を選定することとしております。
【補充原則４－11②　取締役・監査役の兼任状況】
当社の社外取締役及び社外監査役の兼務状況につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて、毎年開示を行っております。社外取締役を含む取締役全員、ならびに常勤監査役及び社外監査役3名中の2名は、当社以外の他の上場企業の社外役員を兼任いたしておりません。その役割・責務を適切に果たすことができる体制となっております。
【補充原則４－11③　取締役会全体の実効性】
当社の企業規模等に鑑み、現時点においては、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価は行っておりませんが、各取締役及び監査役からの取締役会の運営に関する意見に基づき、適宜見直しを行っており、十分実効性を担保しているものと考えております。今後、取締役会全体としての実行性に関する分析・評価の実施、またその開示の必要性については検討してまいります。
【補充原則４－14②　取締役・監査役のトレーニングの方針】
当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針は、経営のプロフェッショナルたる各役員が各人の判断において必要な知識の習得・能力の研鑽に努めることを原則としており、取締役会等における議論を通じて、知識・能力の深化・共有を図っております。また、取締役及び監査役については、当社の費用負担で、当社の経営に資する外部研修等を受講できることとしております。
【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させていくことが重要と考えております。代表取締役ならびに情報取扱責任者である管理本部担当役員を中心とし、管理本部経営管理部をIR担当部署とするIR体制を構築しております。当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るために、株主や投資家との対話の場を設け、株主や投資家からの取材にも積極的に応じております。また、インサイダー情報の管理を徹底し、開示済みの情報を基に合理的な説明に努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
宮本　邦久	1,887,100	25.97
長野　貴浩	1,178,500	16.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	405,200	5.57
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	306,500	4.21
株式会社アドウェイズ	196,000	2.69
株式会社ＳＢＩ証券	186,700	2.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	177,500	2.44
株式会社アイレップ	177,000	2.43
野村信託銀行株式会社（投信口）	145,200	1.99
日本証券金融株式会社	123,400	1.69

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

「【大株主の状況】」は、2018年3月13日現在の情報を記載しております。

当社は、2018年３月14日付で、当社普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、2018年３月13日以前の記載については当該株式分割前の内容を、2018年３月14日以降の記載については当該株式分割後の内容を記載しております。

2018年3月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書及び2018年3月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書の訂正報告書において、宮本邦久及び長野貴浩それぞれが所有株式の一部処分及び新株予約権の行使による株式取得を行った旨が記載されておりますが、当社として当第３四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができないため、上記「【大株主の状況】」には含めておりません。なお、下記に３月13日以降の株式移動の内容を記載いたします。

宮本邦久より下記の通り報告を受けております。
2018年３月13日付　100,000株処分
2018年３月14日付　66,500株取得（新株予約権の行使による）、1,787,100株の取得（株式分割による）、100,000株処分
2018年３月15日付　100,000株処分

長野貴浩より下記の通り報告を受けております
2018年３月14日付　60,000株取得（新株予約権の行使による）、1,178,500株の取得（株式分割による）、50,000株処分
2018年３月15日付　150,000株処分

３．企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	６ 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山邉　圭介	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山邉　圭介	○	該当事項はありません。	経営戦略コンサルティングファームで、自動車、部品、建設・住宅、航空、消費財など幅広い業界において、営業・マーケティング戦略、ブランド戦略、グローバル戦略、事業再生戦略の立案・実行支援に豊富な経験を持ち、近年では新興国戦略の分野においても数多くのプロジェクトを手掛けております。その経験及びノウハウを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。なお、同氏は当社株式を保有しておりますが、保有株式数に重要性はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うことにより情報の共有を図っております。また、内部監査室及び監査役と会計監査人の間の情報交換・意見交換については、四半期毎に開催される会計監査人から監査役への各種報告会へ同席することで三様監査での情報共有を行いながら相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
友常　清	他の会社の出身者													
新井　努	公認会計士													
中野　丈	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

友常　清	○	該当事項はありません。	上場会社における財務業務や内部監査業務に精通しその経験や知識を活かし、監査体制の強化を期待することができ、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から、当社におけるコンプライアンス、内部統制の状況等に対する的確な助言を与えることができるものと判断したため、社外監査役として選任しております。また、新株予約権の付与を除く他、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。
新井　努	○	該当事項はありません。	公認会計士、税理士としての専門的な知識及び実務経験、他社の社外監査役としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経歴と経験を活かし適切な指導及び監査が行える人材と判断したため、社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。
中野　丈	○	該当事項はありません。	弁護士としての専門的な知識及び実務経験を有しており、当社の適法性確保に大いに貢献していただけるものと考えており、その経歴と経験を活かし適切な指導及び監査が行える人材と判断したため、社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員すべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の導入については、当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について業績向上に対する意欲や士気を一層高めること、また、当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外役員のサポートは、管理本部で行っております。取締役会の資料は、原則として取締役会事務局である管理本部が準備を行い、必要に応じて事前説明を行っております。また、管理本部より社外役員へ適時電子メール等による情報伝達等のサポートを実施しております。なお、社外監査役に対しては、上記の管理本部によるサポートの他、内部監査室が情報共有やその他必要なサポートを行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（取締役会・取締役）
当社の取締役会は取締役4名で構成され、経営の最高意思決定機関として法的決議事項及び経営に関する重要事項を決議事項、協議事項、報告事項として付議し、業務執行の意思決定を行っております。決議事項及び協議事項は、定款及び取締役会規程に則り取締役4名で決議が行われ、報告事項は、必要に応じて執行役員本部長が業務報告のため出席します。原則として、毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
（監査役会・監査役）
当社は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。
監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告収受等法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、経営会議等の重要会議へも出席し、また社内書類の閲覧等を通じ、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。
（経営会議）
当社の経営会議は、社内取締役3名、常勤監査役1名、執行役員本部長3名、並びに本部長に準じる役職者で構成され、経営に関する重要な事項を決議事項、協議事項、報告事項（週次報告等）として付議し、迅速な業務執行の意思決定を行っております。原則として、毎週1回開催し、必要に応じて随時開催しております。
（執行役員制度）
当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、権限委譲による意思決定の迅速化と経営効率の向上を図るため、執行役員制度を採用しております。取締役会及び経営会議で決定した方針のもと、与えられた権限の範囲内で、担当業務の意思決定及び業務執行を行っております。
（内部監査室）
当社では、内部監査室を代表取締役直属の監査組織として設置し、内部監査室長1名及び専任の内部監査担当者1名で構成し、監査対象からの独立性を確保しながら、内部監査を実施しております。内部監査では、各部門における業務及び制度の運用が諸法令や各種規程に準拠し、効率的でかつ妥当であるか否かを監査しております。
内部監査にあたっては、年間の監査計画を策定し、代表取締役の承認を得た後に、当該計画に基づき全部門に対して監査を実施しております。そして、監査結果を代表取締役へ報告した後に、被監査部署へ改善事項の提言を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会と監査役制度を採用しており、合わせて社長直轄の内部監査室を設置し、実効的な監督体制のもと、経営の健全性の確保を図っております。また、執行役員制度を導入しており、権限委譲による意思決定の迅速化と効率的な業務執行を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様の利便性を考慮し、決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組む所存です。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日の設定に関しては、できるだけ多くの株主様にご参加いただけるよう集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。
その他	2018年６月期第２四半期より、決算短信（要約）の英文での提供を開始いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定めており、当社ホームページ上で公開しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算毎に業績・事業報告等のご説明の動画を当社IRページにて公開しております。また、不定期ながら、IR支援会社等が主催する個人投資家向けセミナーに参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第２四半期及び年度決算終了後に機関投資家、証券アナリスト・報道機関向けに決算説明会を開催しております。2018年６月期第２四半期決算に係る説明会は、２月14日に行いました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算説明会の資料、決算情報以外の適時開示資料・PR情報、有価証券報告書又は四半期報告書、株主総会の招集通知等を、当社IRサイトにて掲載しております。 http://www.net-marketing.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署は管理本部経営管理部です。 IR担当役員は、取締役副社長（管理本部管掌）の長野貴浩です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、投資家、取引先、役職員等すべてのステークホルダーに対して企業活動に関する重要な会社情報の適時・適切な開示は当然の責務であると考えており、迅速且つ正確な情報開示を実践してまいります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適時･適切にステークホルダーに対して情報を提供することが重要であると認識しており、決算説明会の開催や当社ホームページ等への掲載、その他様々なチャネルを活用し、公正かつタイムリーなディスクロージャーに努めてまいります。また、当社株式における外国人持株比率が上昇したことから、海外IRの実施をはじめ、決算説明資料等の英文での提供を行っていく方針であります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を整備するために、平成28年8月17日開催の取締役会において、「内部統制の整備及び運用に係る基本方針」を決議しております。
当該基本方針の概要は下記のとおりです。なお、当該基本方針については、適宜見直しを実施してまいります。
1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 取締役はコンプライアンスへの取り組みの重要性を認識し、法令・定款・社会理念・社内規程等の遵守を率先垂範し、コンプライアンス推進体制の維持向上に努める。
⑵ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役及び使用人はこれを遵守する。
⑶ コンプライアンス経営の強化に資することを目的とし「内部通報規程」を定め、取締役及び使用人が会社に通報できる窓口を用意する。
⑷ 監査役会及び監査役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めたときには、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
⑸ 内部監査室が「内部監査規程」に基づき、社内各部門の業務活動及び諸制度の運用状況について監査を行い、業務の効率性とリスクの予防、法令遵守が十分に図られているか確認する。
⑹ 当社は「反社会的勢力対策規定」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然とした対応を行う。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文章または電磁的媒体に記録し、保存する。また、取締役及び監査役は必要に応じてこれを適時閲覧できる。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ 当社は、損失の危険に対処するため、各種社内規程及びマニュアル等を整備し、適宜最適化する。
⑵ 取締役会等で損失の危機の早期発見と未然防止に努める。
⑶ 危機発生時には企業価値の毀損を極小化するため、取締役会において速やかに対応責任者となる役員を定め、対応にあたるものとする。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
⑵ 取締役会を補完する目的で、社長ならびに本部長以上で構成される経営会議を原則毎週1回実施し、経営課題の確認、対策の立案等を議論し、多面的な検討を行う。
⑶ 日常の業務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

5.当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
⑴ 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関係会社管理規程」に基づき、当社管理本部が関係会社の関連業務に係る情報を収集し、適時、当社経営会議において報告を行い、重要な事項については当社が決裁を行う。
⑵ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「関係会社管理規程」に基づき、管理本部がグループ会社の経営状態、業務状況等を把握し、損失の危機を認識した際には、未然の対処に努める。
⑶ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、グループ会社の業務の適正を確保するため、グループ会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導・支援を実施する。
⑷ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の内部監査室は、定期的にグループ会社の内部監査を実施する。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保等に関する事項
⑴ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
⑵ 監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。
⑶ 監査役の職務を補助する使用人は、監査役からの指示に基づき、他部門へ協力体制の確保を依頼することができる。また、監査役からの指示に基づき、社内の重要会議等への出席や重要文書の閲覧を行うことができる。

7.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
⑴ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
⑵ 取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に遅滞なく報告する。
⑶ 監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

8.子会社の取締役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
監査役は、子会社から報告を受けた当社取締役及び使用人から報告を求めることができる。また、必要に応じて子会社の取締役及び使用人から直接報告を求めることができる。

9.監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告した者に対して不利益な取扱いは行わず、かつ、当該報告行為に対する報復行為や差別行為から報告者を保護するものとする。

10.監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務を執行する上で、当該職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、監査上の重要課題等につき相互理解を深めて改善を行う。
⑵ 監査役は、必要に応じて取締役並びに使用人から情報を収集することができる。
⑶ 監査役は、会計監査人及び内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて報告を求めることができる。

12.財務報告の信頼性を確保するための体制
⑴ 当社は、財務報告の信頼性確保のため「内部統制規程」に基づき、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
⑵ 内部監査室は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価基準に準拠して、財務報告に係る内部統制について評価する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令を遵守するとともに、常に社会的常識を備えた行動を心掛け、社会的に批判される反社会的勢力とは一切の関係を遮断するために、当社における方針として、「反社会的勢力に関する基本方針」を定めております。
当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、所管部署は管理本部として、運用を行っております。具体的には、各事業部門の新規顧客の取引開始時には、事業部門と管理部門にて新聞やインターネット等を用いた新規取引先に関する風評等の事前チェックを行った上で、取引開始を実行するよう体制を確立しております。また、取引先との間で締結する基本契約及び当社の各サービスにおける利用規約では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、規約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来において検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】

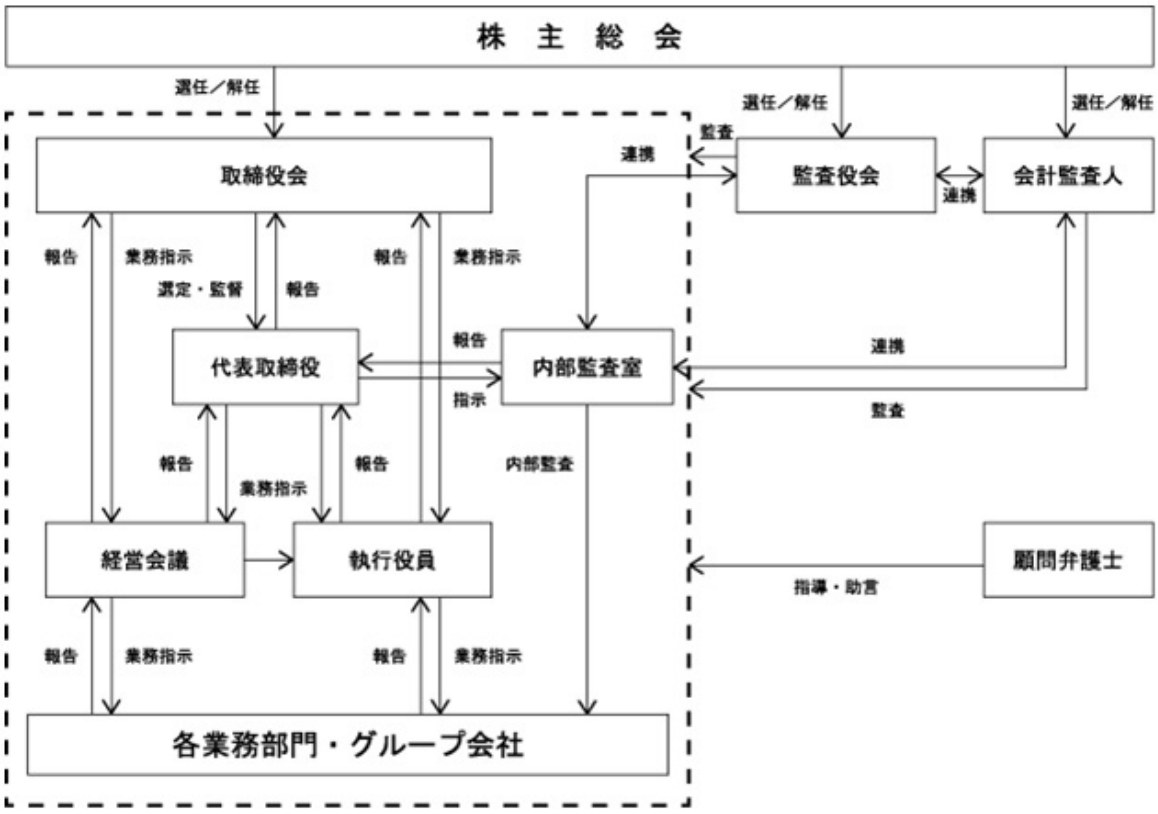

【適時開示体制の概要（模式図）】

